



自転車の

ヘルメット 補助金 やっています

補助対象：小牧市に住民登録がある方(一人一回限り) こどもの場合保護者申請

補助額：ヘルメットの購入金額の 1/2 (上限 2,000 円)

申請期間：領収日(購入日)から 2 ヶ月以内 ※市内店舗での購入に限る

申請方法等は
こちらから



問い合わせ先：小牧市 市民安全課 電話：0568-76-1137(直通)

ヘルメットは自分の未来を守るため

令和5年4月から全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。



RULE 1

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

- ・自転車は、車道が原則、左側を通行
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。
自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。
- ・歩道は例外、歩行者を優先
道路標識などにより、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

RULE 2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- ・交差点では一時停止と安全確認
一時停止標識のある交差点では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。
- ・信号は必ず守る
信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。

RULE 3

夜間はライトを点灯

- ・夜間は必ずライトを点灯する
無灯火は、周りから自転車が見えにくくなるので非常に危険です。
夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

RULE 4

飲酒運転は禁止

- ・飲酒運転は禁止です!
自動車の場合と同じくお酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。

RULE 5

ヘルメットを着用

- ・必ずヘルメットをかぶりましょう
事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

※令和5年4月から、**全ての自転車利用者**に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されています。



自転車安全利用五則を守るんだコマ!



SDGs 未来都市
こまき